

居宅介護支援サービス契約書

____様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人 川福会が運営する指定居宅介護支援事業所「ケアプランセンター すいれん」（以下、「事業所」といいます）が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり利用契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業所は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は本契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約満了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業所は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への指定居宅サービス事業者等との連絡調整等を行う居宅介護支援業務の担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（居宅サービス計画作成の支援及び交付）

第4条 事業所は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ①介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、利用者についての課題分析の結果による専門的見地に基づき、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明の上居宅サービス計

画（居宅サービス計画書（1）、居宅サービス計画書（2）、週間サービス計画書、サービス利用票、サービス利用票別表）の交付をします。

⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

（経過観察）

第5条 事業所は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

①利用者およびその家族と一定期間ごとに連絡を取り、経過の把握に努めます。

②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

（再評価）

第6条 利用者・家族の都合などによる特段の事情がない限り、事業所は少なくとも月1回は居宅で面接を行いかつ1カ月に1回は利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

（居宅サービス計画の変更）

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

（施設入所への支援）

第8条 事業所は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営む事が困難となり利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

（給付管理）

第9条 事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第10条 事業所は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業所は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

- 第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業所に対して保管されるこの記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

(料金)

- 第12条 事業所が提供する居宅介護支援に対する料金規定は「重要事項説明書」のとおりです。

(契約の終了)

- 第13条 利用者は、事業所に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業所は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者へ提供します。
- 3 事業所は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定された場合
 - ③利用者の希望により、他の居宅介護支援事業所に変更があった場合
 - ④利用者が医療機関に入院し、その期間が3ヶ月以上に渡った場合
 - ⑤利用者が死亡した場合

(秘密保持)

- 第14条 事業所、介護支援専門員および事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密もしくは記録物を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(個人情報の使用同意)

- 第15条 事業所は、利用者の居宅サービス計画に基づき、居宅サービスを円滑に実施するために必要な場合、次項に掲げる個人情報の内容を用います。
- 2 住所・氏名・生年月日・健康状態・病歴・家族状況・利用者の家族個

人に関する情報・要介護認定調査における調査項目（必要項目及び特記事項）・主治医意見書・介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）。

（賠償責任）

第16条 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

2 利用者の故意または重過失により、事業所の施設または備品に損害を与えた場合には、その費用を利用者が負担します。

（身分証携行義務）

第17条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（相談・苦情対応）

第18条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（善管注意義務）

第19条 事業所は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

（利用者代理人）

第20条 利用者は、代理人を選任し、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

（本契約に定めのない事項）

第21条 利用者と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

（裁判管轄）

第22条 利用者と事業所は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、大阪地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

「重要事項説明書（別紙）」の内容説明を受け、双方の確認及び合意の上で、上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、サービス事業所が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

ご利用者	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。 私はこの契約書の定めるところに従い、貴事業所におけるサービスの利用を申し込みます。	
	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	FAX 番号

代理人	私は、本人に代わり、上記署名及び同意しました。 私は、本人の契約意思を確認しました。	
	本人との関係	署名を代行した理由
	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	FAX 番号

事業者 (サービス事業所)	利用者の申込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って行います。	
	事業者所在地	東大阪市出雲井本町3番25号
	事業者名称	社会福祉法人 川福会
	事業者代表者	理事長 吉田 悟
	電話番号	072-985-7771
	FAX 番号	072-985-1722
	サービス事業所所在地	大阪市鶴見区諸口6丁目15番74号
サービス事業所名称	ケアプランセンター すいれん	
サービス事業所代表	管理者 辻 貴行 印	
電話番号	06-6115-9003	
FAX 番号	06-6115-9005	

委任状

令和3年7月20日

私は下記のことを代理と定め、ケアプランセンター すいれんに係る下記の権限を委任します。

委任事項

1. 契約に関する件
2. 請求額及び受領に関する件
3. その他、事務手続き等に係る一切の件

委任者

所在地 東大阪市出雲井本町3番25号

名称 社会福祉法人 川福会

委任者職氏名 理事長 吉田 悟



受任者

所在地 大阪市鶴見区諸口6丁目15番74号

名称 ケアプランセンター すいれん

受任者職氏名 事業管理者 辻 貴行



